



# 江田島市緊急通報システム

緊急通報システムとは・・・

## ○緊急通報対応

自宅での急な発作や事故などの緊急時に、通報装置のボタンや身に付けたペンダントのボタンを押すことで、市が委託する事業者のコールセンターに通報ができ、状況に応じてコールセンターから協力者（家族や近隣者）に連絡したり、救急車の出動を要請したりします。

## ○24時間健康相談

看護師などが、生活や健康面での不安や悩みごとの相談を24時間365日体制で受け付け、適切なアドバイスを行います。

## ○お伺い電話

コールセンターから月1回利用者宅へ電話をかけて、健康状態や生活全般の様子をお伺いし、適切な助言を行います。

## 対象者

（江田島市に住所を有する方で、次の1～3のいずれかに該当する方）



1. 65歳以上のひとり暮らしの高齢者
2. 高齢者のみの世帯の方
3. 18歳以上の身体障害者手帳1，2級をお持ちの方で、緊急時の対応が難しいと認められる方

## 利用条件

（次の1，2どちらも満たす方）

1. ご自宅に固定電話回線をお持ちの方
2. 緊急時に状況確認などを行う近隣「協力員」（親族でも可）を登録できる方

※原則として、この協力員は申請する方に探していただきます。

※協力員の役割：緊急ボタンが押された場合や緊急通報センターからの連絡に返答がない場合に、本人の安否確認をしていただきます。（協力員のうち1名に自宅の鍵を預かっていただく必要があります。）

## 利用者負担額（月額）

※その年の課税状況に応じて、毎年7月に見直しを行います。

市民税 課税世帯	1,100円（税込み）
市民税 非課税世帯	220円（税込み）
生活保護世帯	負担なし

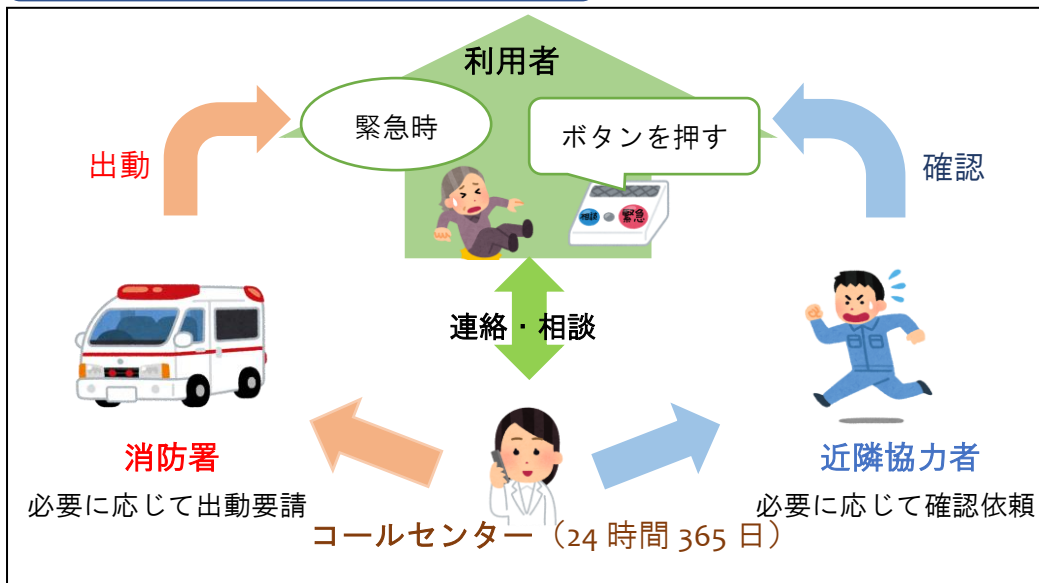
※初期設置費用は市が負担します。



本体

ペンダント

## 緊急通報システムの仕組み



## 緊急通報システム申請の流れ

- ・「緊急通報システム利用申請書」,
- ・「緊急通報システム利用確約書※1」,
- ・「同意書※2」を高齢介護課に提出

※1 「利用確約書」・・・緊急通報システムを利用するにあたっての注意事項が記載されています。

※2 「同意書」・・・世帯構成員の市民税課税状況等について調査することの同意書です。

### 高齢介護課職員による聞き取り調査

調査の結果、利用できることになった場合

利用決定通知

- ・ 江田島市と緊急通報機器使用貸借契約
- ・ 利用料の口座振替手続き

事業者が自宅訪問し、緊急通報システムを設置、システム利用方法を説明

江田島市高齢介護課にて相談をお受けし、利用要件等を確認します。まずは、一度ご相談ください。

## お申し込み お問い合わせ

江田島市 高齢介護課

【電話】 43-1651

【所在地】 江田島市大柿町大原505番地 江田島市役所2階

